

県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループ設置要領

(趣旨)

第1条 県境不法投棄事案の発生や経緯、原状回復で得られた知見等不法投棄事案の教訓を後世に伝え、不法投棄の再発防止や跡地の環境再生など今後の環境保全に資するための取組みを地域と連携して検討する。

(設置)

第2条 青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会（以下「協議会」という。）の下に県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

(所掌)

第3条 ワーキンググループの所掌事項は、次のとおりとし、検討結果は協議会に報告するものとする。

- (1) 原状回復の記録等の保存や活用のあり方及び現場跡地の環境再生のあり方を検討すること。
- (2) その他教訓を後世に伝えるために必要な事項を検討すること。

(組織)

第4条 ワーキンググループ員は、次に掲げる者のうちから岩手県環境生活部長が委嘱する。

- (1) 二戸市に居住する者又は二戸市内の団体に所属する者
- (2) 二戸市職員
- (3) 学識経験者

2 任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠ワーキンググループ員の任期は、前任者の残余期間とする。

(リーダー等)

第5条 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダー1人を置く。

- 2 リーダーは、ワーキンググループ員の互選による。
- 3 サブリーダーは、リーダーが選任する。
- 4 リーダーは会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーが欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキンググループの会議は、リーダーが招集する。

- 2 リーダーは、必要があるときには会議に関係者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、岩手県環境生活部廃棄物特別対策室において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年12月26日から施行する。